

兵庫県立大学バス(県大バス)利用規程

令和元年 5月17日制定

令和2年 2月 1日改正

1 県大バスの概要

- ① 中型マイクロバス(運転手除き28人乗り)1台を置く。
- ② 常駐場所は、姫路環境人間キャンパス(姫路市新在家本町1-1-12)内とする。
- ③ バスはバス運行会社社員により運転するものとし、同社の他の添乗者はない。
- ④ 1日の運行距離は原則として500km、運行時間は原則として9時間(1時間の休憩を含む。)とする。なお、運行距離及び時間は、バスの常駐場所を起点としてカウントする。
- ⑤ 利用者の乗車・降車の時間は、目安として7時~19時の間で設定するものとする。(常駐場所から出発地(乗車場所)、降車場所から常駐場所の移動時間は含まない。)
- ⑥ バス運行会社は、利用者1名当たり2億円を限度とする人身傷害保険に加入する。

2 県大バスの利用条件

- ① 利用できる行事
 - ア 全学行事
(大学内組織主催による全学的及びそれに準じる行事等)
 - イ その他大学行事
(大学内各組織、附属学校による主催行事・共催行事等)
 - ウ 授業関係
(フィールドワーク、ゼミ活動、実習、学生の参加する調査研究等)
 - エ 課外活動
(学生によるクラブ活動・社会貢献活動等、附属学校の課外活動)
ただし、学生による課外活動での利用は、事前に各キャンパス学務担当課で団体登録が完了した団体(事前登録団体)の活動に限る。
- ② 乗客として利用できる者(利用者)
 - ア 本学の学生、附属学校の生徒(なお、附属学校の生徒は教職員の引率を要するものとする。)
 - イ 教職員
 - ウ 同窓会(同窓生)
 - エ その他行事の参加者(申込はできない)
- ③ 利用申込ができる者(申込者)
 - ア 全学行事及びその他大学行事
教職員(同窓会は、各キャンパスの同窓会担当課を通じて行う。)
 - イ 授業関係 教員
 - ウ 課外活動 教員(附属学校を含む。)又は事前登録団体の代表者
- ④ 最少利用人数
5人とする。(キャンパス間移動での事前登録団体による乗り合わせを認める。)
- ⑤ 利用料
バス乗車は無料とする。
有料道路の通行料は、最も経済的・合理的な経路のときは、利用者の負担を求めない。ただし、駐車場代は利用者の実費負担とし、当日、利用者が現金で支払うものとする。
- ⑥ 出発地
いずれかのキャンパス(附属学校敷地を含む。)とする。
ただし、主要駅(学園都市、姫路、明石)等、安全に乗降可能な場所も可とする。
- ⑦ 利用可能範囲
 - ア 原則、1日1行事とする。
 - イ 原則、日帰り圏内とする。

3 利用手続

(1) 利用申込から決定まで

① 申込可能な期間

- ア 全学行事 12 か月前から2週間前まで
 - イ その他大学行事 6か月前から2週間前まで
 - ウ 授業関係 6か月前から2週間前まで
 - エ 課外活動 2か月前から2週間前まで
- ただし、いずれも2019年度の制度開始時を除く。

② 申込方法

申込者は、大学ホームページのバナーから大学生協の県大バスの申込画面に入り、メールアドレスを登録の後、カレンダーの希望日をクリックして所定の様式に入力する。確認画面での確認終了後に、受理通知が申込者のメールアドレスあてに届く。

1つの行事の申込は、いずれか1日を選んで行い、仮押さえで複数日に申し込むことは認めない。

③ 利用者決定

先着順とする。ただし、後日に実施が決定した大学行事の都合により、利用日の変更を依頼する場合がある。

④ 申込者への決定通知

大学生協から申込者に受理通知から4営業日(土・日・祝日を除く)後にメールで通知する。あわせて、決定通知の際に、緊急時の対応や連絡先(バス運行会社の電話番号)を伝える。

⑤ 利用回数制限

ア 全学行事、その他大学行事、授業関係での利用は、原則、回数制限を行わないこととする。ただし、利用状況により調整する場合がある。

イ 課外活動での利用は、1団体につき月4回までとする。

ただし、複数の事前登録団体の学生が乗り合わせる場合は、申込団体での回数とする。

(2) 利用者決定から利用前日まで

① 利用者によるキャンセル

4営業日(土・日・祝日を除く)前までに、大学生協へ正当な理由とともに予約サイトを通じて連絡するものとする。キャンセルを行った申込者には、以後の利用に制限を設ける場合がある。

② バス運行会社からのキャンセル

災害や天候不良のため、バス運行会社が前日までに運行不可と判断した場合は、申込者に連絡する。

(3) 利用当日

① 当日の対応

大学職員や大学生協職員による立会いは行わない。

② バス運行会社からの連絡

ア 災害や天候不良のため、当日になって運行不可となる場合は、利用開始時間の2時間前までにバス運行会社から申込者に連絡する。

イ 交通事情等のためバスが遅延しているときは、バス運行会社から申込者に連絡する。

ウ バスが到着したのに出発場所に利用者がいないときは、バス運行会社から申込者に連絡する。

③ 利用者による当日キャンセルへの措置

バスが予定通り到着したのに出発場所に正当な理由なく利用者がいない等、当日キャンセルが発生した場合は、当該利用者(団体)による申込は当日以降1年間認めないものとする。

4 その他

この規程に定めるもののほか、バスの利用に関して必要な事項は、別に定める。